

協 定 書

西宮市長(以下、「甲」という。)と _____ (以下、「乙」という。)

は、開発事業等におけるまちづくりに関する条例第16条第1項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

記

第1条 乙が行う事業は、次のとおりとする。

(1)事業場所	西宮市
(2)開発区域の面積	m ²
(3)用 途	

第2条 乙は、甲との協議結果に基づき、当該事業を忠実に施行しなければならない。

ただし、工事の施工上、やむを得ず計画変更をしなければならない場合には、あらかじめ甲の指示を受けなければならないものとする。

第3条 この協定は、条例第16条第3項の規定により、締結の日から起算して3年を経過する日までに、確認申請その他関係法令に基づく許認可等の申請をしないときは効力を失う。

第4条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙共に協議するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日
(年)

甲

西宮市六湛寺町10番3号

西宮市長 石井 登志郎 (印)

乙

(印)